

1 1 中小企業対策の推進について

(経済産業省、総務省)

【内容】

- (1) 地域の実情を勘案し、「小規模基本法」を踏まえた小規模企業対策の充実を図ること。
また、「小規模支援法」に基づく「経営発達支援計画」の認定を受けた商工会・商工会議所に対する「伴走型小規模事業者支援推進事業」の予算を拡充するとともに、小規模事業者持続化補助金を継続すること。
- (2) 商店街の施設整備や賑わいづくりを継続的に支援するため、商店街の活性化に向けたハード、ソフト両面にわたる取組に対する支援制度の拡充を図るとともに、平成26年4月の消費税率引上げ以降、個人消費の低迷が続いており、商店街に影響を及ぼしていることから、直接消費に結びつくような施策を実施すること。
- (3) 「地域中小企業応援ファンド融資事業」の継続については、平成30年9月の償還期限後も積極的に新事業展開に取り組む中小企業・小規模企業者を十分に支援できる規模を実現できるよう、希望する団体の実情を考慮した上で、団体ごとの貸付金額の見直しを柔軟に行うこと。
- (4) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）については、中小・小規模企業の売上拡大、販路開拓等の課題解決に繋がるため、次年度以降も継続して実施すること。
- (5) 鉱物掘採、木材加工、廃棄物処理、農業、水産業などに使用される軽油について期限付き（平成30年3月31日まで）で認められている軽油引取税の課税免除措置の恒久化を図ること。

(背景)

- 平成26年6月20日に「小規模基本法」が成立し、小規模企業の振興の基本原則として、「成長発展」に加えて「事業の持続的発展」が新たに位置づけられるとともに、10月3日、本法に基づく「小規模企業振興基本計画」が策定された。また、同時改正された「小規模支援法」では、商工会・商工会議所が小規模事業者に寄り添って支援する主体と位置付けられるとともに、商工会等が小規模事業者の支援のために策定する経営発達支援計画を国が認定するスキームが創設された。平成29年4月現在、愛知県では50計画（51団体）、全国では1,127計画（1,303団体）が認定されている。
- 認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき商工会・商工会議所が実施する小規模事業者支援に要する経費を補助する「伴走型小規模事業者支援推進事業」は補助上限額が1団体当たり700万～1,000万円となっている。愛

知県では今後県下すべての商工会・商工会議所の認定を目指しており、全国で2,000を超す全ての商工会等が認定を目指すべき制度であることを考えると、平成29年度当初予算49.4億円では不足することが予想される。「伴走型小規模事業者支援推進事業」は、認定された経営発達支援計画の取組を進める上で不可欠な補助であるため、認定数が増加することにより1団体あたりの補助上限額を減額しないよう、予算の拡充を求めるものである。

- 「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって、チラシ作成や商談会参加などの販路開拓に取り組む際に活用しやすい補助制度となっている。また、小規模事業者にとって自らの経営を見直すきっかけになるとともに、商工会・商工会議所の経営指導員が実践力を身につける機会ともなっているため、継続を要望する。
- 平成24年度及び平成25年度の補正予算で造成された国の基金事業により実施された「商店街まちづくり事業（ハード整備事業）」及び「地域商店街活性化事業（ソフト事業）」では商店街事業を支援してきたところであるが、この成果が一過性で終わることのないよう、終了した当該事業に代わる新たな支援制度を創設する必要がある。
また、平成26年4月の消費税率引上げ以降、依然として続く個人消費の低迷が、商店街の売上げに影響を及ぼしていることから、平成26年度補正予算で措置された「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）」によるプレミアム付商品券発行事業のような直接消費に結びつく施策を実施し、依然厳しい経営環境にある商店街を継続して支援していく必要がある。
- 「地域中小企業応援ファンド融資事業」は、40都道府県に基金が造成され、助成金を活用した様々な事業が実施されており、本県でも高い助成実績がある。新事業展開に取り組む事業者を支援する同事業は、今後さらに必要性が増すことが予想されることから、中小企業庁は償還期限が到来する平成29年度以降も事業継続の方針を示している。
- 昨今の低金利下で事業を継続するためには、継続希望団体への中小機構の配分を増やす等の見直しが必要と考えられるので、各団体の助成実績・実情を考慮の上、事業を継続しない団体から生じた貸付金の剰余額の活用が適切になされる必要がある。
- 国は、平成26年度から、コーディネーターを中心に、地域の支援機関と連携して売上拡大や資金繰り等の総合的な支援を行うよろず支援拠点を中心に47か所に設置しており、愛知県では、（公財）あいち産業振興機構に設置され、中小・小規模企業の支援を実施している。
- よろず支援拠点全国本部が公表している過去の満足度調査では、いずれも8割を超える者がおおむね満足しているという結果が出ている他、よろず支援拠点設置を機に、金融機関や商工会・商工会議所などの他の支援機関との連携が進み、地域全体で中小・小規模企業を支援する体制強化に繋がっている。
- 軽油引取税は、道路財源の目的税として昭和31年に創設され、その際、道路の使用に直接関係ない「鉱物掘採、木材加工、廃棄物処理、農業及び水産業」などについては課税免除とされた。
平成21年4月から道路財源への目的税から普通税となったが、一部業種で使用される軽油については、平成29年度末までの期限付きで、課税免除の対象となっている。
こうした業種の多くは中小事業者であり、期限到来後の課税免除の廃止は、既に厳しい状況にある経営環境に、大きなダメージとなることが危惧される。